

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日に当  
たるときは、そ  
の翌日)

## 目 次

◇選管告示  
昭和四十五年十一月十八日執行の鳥取県知事の選挙にお  
いて候補者一人につき選挙運動に関して支出することが  
できる金額

## 選挙管理委員会告示

### 鳥取県選挙管理委員会告示第三十七号

昭和四十五年十一月十八日執行の鳥取県知事の選挙において公職選挙法  
(昭和二十五年法律第百号) 第九十四条の規定により候補者一人につき  
選挙運動に関して支出することができる金額は、三百六十九万六千円であ  
るので、同法第九十六条の規定により告示する。

昭和四十五年十月二十四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章